

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
タクシー供給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	①日個連東京都営業協同組合 東京都豊島区巣鴨1-9-1 ②チェッカーキャブ無線協同組合 東京都中央区銀座8-11-1 ③東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-11 ④東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13	公募を行い申込みのあった者のうち、要件を満たす全ての者と契約を締結するもの。（会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第8項）	—	認可料金	—	—	単価契約（契約金額は4者合計の予定総額）
テレビ放送受信料 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	当該テレビ放送は、同協会のみにて提供されているものであり、放送法第32条第1項の規定により支払い義務があるため。（会計法第29条の3第4項）	2,192,620	2,192,620	100%	—	
カラー写真用現像装置保守 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	ノーリツ鋼機株式会社 和歌山県和歌山市梅原579-1	カラー写真用自動現像装置はコニカミノルタ株式会社の製品であるが、同社の事業終了に伴いノーリツ鋼機株式会社が保守業務を引き継ぐこととなった。業務を履行する上で、装置製造者のノウハウを引き継ぐ同社以外に保守点検をさせた場合は、装置の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。（会計法第29条の3第4項）	1,174,950	1,174,950	100%	—	
全身用コンピュータ断層撮影装置他保守 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	東芝メディカルシステムズ株式会社 東京都中央区京橋1-19-8	同機器は、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とする業事法により定められた特定保守管理医療機器であり、製造者である同社以外には本業務を行えないため。（会計法第29条の3第4項）	6,428,100	6,428,100	100%	—	
超音波診断装置他借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3-3-23	超音波診断装置は、平成13年8月から8年間使用することを前提に同年7月に入札を実施し同社が落札したものであり、契約の性質が競争を許さないため。また、分娩総合監視装置は、当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。（会計法第29条の3第4項）	3,799,524	3,799,524	100%	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
X線テレビジョン装置他借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12	X線テレビジョン装置及びCLEIA装置は、当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれるため。また、視野システム及び眼底カメラシステムは、平成18年12月から6年間使用することを前提に同年11月に入札を実施し同社が落札したものであり、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	4,924,488	4,924,488	100%	—	
全身用コンピュータ断層撮影装置他借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	東芝医用ファイナンス株式会社 東京都文京区本郷3-15-2	全身用コンピュータ断層撮影装置は、平成17年3月から8年間使用することを前提に前年12月に入札を実施し、また、磁気共鳴断層撮影装置は、平成18年12月から6年間使用することを前提に同年5月に入札を実施し、いずれも同社が落札したものであり、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項、特例政令に該当）	27,426,420	27,426,420	100%	—	
CADシステム借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12	本件は、平成17年3月から4年間使用することを前提に契約しているものであり、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項、特例政令に該当）	47,943,000	47,943,000	100%	—	
ネットワーク機器借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12 新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川二丁目20番15号	本件は、平成19年2月から4年間使用することを前提に前年9月に入札を実施し同社が落札したものであり、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項、特例政令に該当）	35,215,740	35,215,740	100%	—	
医科用コンピュータ他借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	首都圏リース株式会社 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地	本件は、平成17年12月から4年間使用することを前提に同年11月に入札を実施し同社が落札したものであり、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	1,436,400	1,436,400	100%	—	
ユニット（歯科用）借受 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12	本件は、平成18年12月から7年間使用することを前提に同年10月に入札を実施し、同社が落札したものであり、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	1,005,480	1,005,480	100%	—	
パーソナルコンピュータ借受 740式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。（会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号ロ）	2,192,400	2,192,400	100%	—	
宮内庁ホームページ公開サーバシステムの運用業務 他 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング	本件は、同社の管理下での機器の賃貸借を含む運用業務であり、同社以外には継続的機器による安定運用ができないため。（会計法第29条の3第4項、特例政令に該当）	55,947,780	55,947,780	100%	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
ネットワーク機器外保守 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川二丁目20番15号	本件は、宮内庁ネットワーク機器他の保守メンテナンスを計るもので、同社は平成10年度構築された当庁のネットワークシステムを始めとする、関連システム機器の設計・構築に携わり、システム全体の構築意図を熟知している唯一の業者であり、他社では常時最適な機器環境を継続的に維持できないため。（会計法第29条の3第4項、特例政令に該当）	41,065,500	40,601,736	98.9%	—	
給与等事務処理システムの運用 支援業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号	本件業務を遂行する上で、機器類の製造者であり、システムの設計・構築に携わった同社のノウハウが不可欠であり、同社以外に支援業務を行わせた場合にシステム全般の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。（会計法第29条の3第4項）	7,207,200	6,010,200	83.4%	—	
情報化統括責任者（CIO） 補佐官業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	アクセントチュア株式会社 東京都港区赤坂1-1-44 赤坂インターシティ	本件は、情報システム等の全てに渡る調査及び支援助言業務の委託であり、他社では継続的かつ画一的な専門的技術・知識を要した業務ができないため。（会計法第29条の3第4項）	10,080,000	10,080,000	100%	—	
宮内庁ネットワークシステムの運用管理 支援業務 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川二丁目20番15号	本件は、宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務を委託するもので、同社は平成10年度構築された当庁のネットワークシステムを始めとする、関連システム機器の設計、構築及び保守に携わり、システム全体の構築意図を熟知している唯一の業者であり、他社ではシステム全体の管理等委託業務を実施できないため。（会計法第29条の3第4項）	15,273,300	15,120,000	99.0%	—	
コピーカウント料 1機種 (3個)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社リコー 東京都中央区銀座8-1-3-1	機器の安定仕様のため、同機器の製造元である同社以外には本業務が行えないため。（会計法第29条の3第4項）	2,855,580	2,855,580	100%	—	単価契約 (契約金額は予定総額)
コピーカウント料 4機種 (4個)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木三丁目1番1号	機器の安定仕様のため、同機器の製造元である同社以外には本業務が行えないため。（会計法第29条の3第4項）	2,138,472	2,138,472	100%	—	単価契約 (契約金額は予定総額)
コピーカウント料 2機種 (13個)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	東芝テックビジネスソリューション株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町一番地7号	機器の安定仕様のため、同機器の製造元系列である同社以外には本業務が行えないため。（会計法第29条の3第4項）	2,210,004	2,210,004	100%	—	単価契約 (契約金額は予定総額)
新聞の購入（単価契約）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	同組合は、中小企業協同組合法の規定に基づき設立された、当庁所在地の新聞指定取扱店であり、当該事業協同組合の保護育成のために、直接に当該物件を購入するため。（会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第18号）	5,667,072	5,667,072	100%	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
御紋型和三盆糖菓子	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	①有限会社三谷製糖羽根さぬき本舗 香川県東かがわ市馬宿156-8 ②株式会社虎屋 東京都港区赤坂4-9-22株式会社 ③清月堂 東京都中央区銀座7-16-15株式会社 ④花園万頭 東京都新宿区新宿5-16-15	本製品の材料である和三盆糖は香川県と徳島県の限られた地域でしか入手出来ず、不測の事態が生じた場合でも、材料の調達を確実にするため、県の推薦により、両県から1社ずつ製糖所を選定した。本件契約の相手方は、選定された製糖所の良質な和三盆糖を用いて和三盆糖菓子製造を行っており、その技術と納入実績からも信用がおける。なお、一社での大量生産が出来ず、菓子の調達を確実にを行うため、4社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	17,321,850	17,272,500	99.7%	—	単価契約（契約金額は4社合計の予定総額）
御支度品の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	(非公表)	天皇皇后両陛下外国御訪問の際の行事等でご使用になるもので、過去に多くの納入実績があり、あらゆるご要望に応えることができる信頼された相手方であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	(非公表)	—	—	
御所離宮参観案内ほか業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1番1号	同協会は、雅楽等の古来からの伝承文化や正倉院の宝物等の貴重な文化財について、調査研究、国民への紹介等を行うとともに、皇居、京都御所、正倉院等の歴史的、文化的に貴重な施設等について、環境の保全、参観上の便宜の向上等を図り、もって地域文化・国民文化の向上及び住民福祉・国民福祉の増進に寄与することを目的として設立された財団法人であり、当庁の施策に協力する目的をもって設立された団体である。 本件は、施設等の参観者等に対する便宜の供与に関する業務であり、皇居内、京都御所内という特別な地域で行う業務でもあるので、これらに習熟した業務に携わる者を確保する必要がある、同協会は習熟した業務に携わる者を確保することができる唯一の団体であるため。（会計法第29条の3第4項）	33,470,390	33,470,390	100%	8	単価契約（契約金額は予定総額）
須崎御用邸温泉受給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	下田温泉株式会社 静岡県下田市西本郷一丁目7番17号	本件は、温泉受入口まで引湯を行わせるものである。須崎御用邸が所在する地域における温泉供給の業務は、下田温泉のみが行っており、同社は須崎御用邸へ引湯を行うことのできる設備を持っている。このため、同社は安定して当該御用邸に引湯を行うことが出来る唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	2,912,282	2,912,282	100%	—	
発注者支援データベースシステムのアクセス検索料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20アカサカセブンスアベニュービル	公共工事の発注に関する不正行為の防止等適正な執行に寄与する目的で開発された工事实績等企業情報を提供するデータベースへのアクセス検索料で、国内で唯一、当該センターのみが情報サービスの提供を行っているため。（会計法第29条の3第4項）	4,286,100	4,286,100	100%	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮内庁病院機械設備運転保守ほか	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	日本機関商工株式会社 東京都文京区小石川5丁目2-2	<p>本件業務は、宮内庁病院に設置されているボイラ等熱源機器の運転監視及び点検保守を行うものである。その内容は、既存施設及び設備等を熟知した上に経験・知識を重視するとともに現場状況等にも精通していなければ、宮内庁病院の冷暖房運転等に著しい支障が生じ、病院業務に多大な支障を及ぼすこととなる。</p> <p>同社は永年にわたり本件業務の履行実績を持ち、本件業務に係る施設を熟知し、その経験及び知識から本件業務を確実に履行する実力を有しており、かつ、緊急時の対応にも迅速に対応できる唯一の業者であり、競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）</p>	(非公表)	19,887,525	-	-	
宮内庁庁舎機械設備運転保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社アキテム 東京都目黒区東山1丁目1番2号	<p>本件業務は、宮内庁庁舎に設置されているボイラ等熱源機器の運転監視及び点検保守を行うものである。この熱源は、宮内庁庁舎及び宮殿に使用されるものであるため、既存施設及び設備等を熟知した上に経験・知識を重視するとともに現場状況等にも精通していなければ宮内庁庁舎及び宮殿の冷暖房運転等に著しい支障が生じ、当庁業務に多大な支障を及ぼすこととなる。</p> <p>同社は永年にわたり本件業務の履行実績を持ち、本件業務に係る施設を熟知し、その経験及び知識から本件業務を確実に履行する実力を有しており、かつ、緊急時の対応にも迅速に対応できる唯一の業者であり、競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）</p>	(非公表)	12,661,110	-	-	
宮内庁病院エレベーターその他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	富士エレベーター工業株式会社 東京都千代田区内神田3丁目4番6号	<p>本業務は、宮内庁病院、東宮御所及び須崎御用邸に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機の保守点検を行うものである。当該設備は、これらの建物内を移動する手段等として重要な設備であることから、不具合が生じた場合は、行事等に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、当該設備は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、当該設備を製造したもの以外に保守点検をまかせた場合はエレベーターの機能に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>同社は、当該設備を設計、製造した会社であり、その設計図書等を保有している。故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>	(非公表)	1,045,800	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
秋篠宮邸ほか冷暖房機器保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	ダイキン工業株式会社東京支社 東京都港区港南2-18-1 JR品川イーストビル	本業務は、秋篠宮邸、寛仁親王邸及び赤坂東邸に設置されている冷暖房設備の保守点検を行うものである。当該設備は、秋篠宮邸、寛仁親王邸及び赤坂東邸の冷暖房を行う重要な設備であることから、不具合が生じた場合は、それらの施設の空調に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象設備は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、当該設備を製造したもの以外に保守点検をまかせた場合は冷暖房設備の機能に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した会社であり、その設計図書等を保有している。故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,365,000	-	-	
宮殿ほか給水ポンプユニット保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	荏原テクノサーブ株式会社 東京都大田区羽田5丁目1番13号	本業務は、宮殿、御所、秋篠宮邸、三笠宮邸、寛仁親王邸及び高円宮邸に設置されている給水ポンプユニットの保守点検を行うものである。 当該設備は、製造者の設計による独自性の高い設備であり、当該設備の保守点検を製造したもの以外に任せるとは、機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。同社は当該設備を製造した(株)荏原製作所の系列会社であり、(株)荏原製作所の製造した給水ポンプユニットの保守点検業務を担当する唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	966,000	-	-	
御所冷温水発生機その他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	テクノ矢崎株式会社 東京都品川区南品川二丁目2番10号	本業務は、御所、東宮御所、秋篠宮邸、常陸宮邸、三笠宮邸及び葉山御用邸に設置されている冷暖房設備機器の保守点検を行うものである。当該設備は、これらの建物内の空調をする重要な設備であり、故障停止等の不具合によって機能が阻害された場合、空調に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、当該設備を製造したもの以外に保守点検を任せるとは、機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した矢崎総業(株)の系列会社であり、矢崎総業(株)の製造した冷暖房設備機器の保守点検業務を担当している。故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	5,355,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮殿電気集塵器保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	進和テック株式会社 新宿区西新宿三丁目16番6号	本業務は、宮殿に設置されている空調機用電気集塵器の保守点検を行うものである。当該設備は、宮殿行事で使用する重要な設備であり、故障停止等の不具合によって機能が阻害された場合、宮殿行事に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した会社であり、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、当該設備を含むシステム全体を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,197,000	—	—	
宮殿エレベーターその他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社日立ビルシステム 東京都千代田区神田美土代町7番地	本業務は、宮殿、東宮御所、那須御用邸及び葉山御用邸に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機の保守点検を行うものである。当該設備は、これらの建物内を移動する手段等として重要な設備であることから、不具合が生じた場合は、行事等に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合はエレベーターの機能に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した(株)日立製作所の系列会社であり、(株)日立製作所が製造した機器の保守点検業務を担当している唯一の会社である。故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明や、復旧作業に対応する体制が整っており、同設備を熟知しているため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	5,118,285	—	—	
宮殿吸収式冷凍機保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	荏原冷熱システム株式会社 東京都大田区羽田5丁目1番13号	本業務は、宮殿設備管制所内に設置されている吸収式冷凍機の保守点検を行うものである。当該設備は、宮殿及び宮内庁庁舎の空調を行う重要な機器であることから、不具合が生じた場合は、宮殿等の空調に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、当該設備を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は吸収式冷凍機の機能に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した(株)荏原製作所の系列会社であり、(株)荏原製作所が製造した当該設備の修繕及び保守点検業務を担当している。故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,995,000	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮殿及び宮内庁庁舎用ボイラー保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社ヒラカワガイダム フィールドサービス首都圏支店 東京都中央区日本橋浜町1丁目11番3号	本業務は、宮内庁庁舎に設置されている炉筒煙管式ボイラーの保守点検を行うものである。 当該設備は、宮殿行事で使用する空調機などの熱源で重要な機器であることから、不具合が生じた場合は、宮殿行事に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、当該設備を製造したもの以外に保守点検を任せられた場合はボイラー運転に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した(株)ヒラカワガイダムの系列会社であり、(株)ヒラカワガイダムが製造した機器の修繕及び保守点検業務を担当している。また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明や、復旧作業に対応する体制が整っており、当該設備を含むシステム全体を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	2,097,675	—	—	
秋篠宮邸ほか電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	岩通システムソリューション株式会社 東京都杉並区久我山1丁目7番41号	本業務は、秋篠宮邸、三笠宮邸、寛仁親王邸、高円宮邸及び多摩陵墓監区事務所に設置されている電話交換機の保守点検を行うものである。当該設備は、電話交換機と付属端末機から構成されており、機器に不具合が生じた場合、設備に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検を任せられた場合、電話交換設備の機能に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した岩崎通信(株)の系列会社であり、岩崎通信(株)が製造した機器の保守点検業務を担当している。また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明や復旧作業に対応する体制が整っており、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,105,650	—	—	
寛仁親王邸ほか冷暖房機器保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社東京支社 東京都荒川区荒川七丁目19番1号	本業務は、寛仁親王邸及び高円宮邸に設置されている冷暖房機器の保守点検を行うものである。当該設備は、寛仁親王邸及び高円宮邸の冷暖房を行う重要な設備であることから、不具合が生じた場合、それらの施設の空調に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検を任せられた場合、冷暖房機器の機能に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した三菱電機(株)の系列会社であり、三菱電機(株)が製造した機器の修繕及び保守点検業務を担当している唯一の会社である。また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明や復旧作業に対応する体制が整っており、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,155,000	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
御所エレベーターその他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社東京支社 東京都荒川区荒川七丁目1-9番1号	本業務は、御所、宮殿、三笠宮邸及び那須御用邸本邸に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機の保守点検を行うものである。当該設備は、御所や宮殿等の施設に設置されていることから、不具合が生じた場合は、御生活や行事等に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検を任せられた場合、エレベーター等の機能に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した三菱電機㈱の系列会社であり、三菱電機㈱が製造した機器の修繕及び保守点検業務を担当している唯一の会社である。また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明や復旧作業に対応する体制が整っており、当該設備を熟知しているため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	2,917,200	—	—	
宮殿可動間仕切装置その他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	三精輸送機株式会社東京支店 東京都新宿区新宿4丁目3番17号	本業務は、宮殿に設置されている可動間仕切装置、昇降壁及びターンテーブルの保守点検を行うものである。当該設備は、宮殿行事で使用する重要な設備であり、故障停止等の不具合によって機能が阻害された場合、宮殿行事に多大な影響を及ぼす恐れがある。また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検を任せられた場合、機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計、製造した会社であり、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明や、復旧作業に対応する体制が整っており、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,085,700	—	—	
宮殿防火シャッター及びブラインドシャッター保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	トステム鈴木シャッター株式会社 東京都豊島区南大塚1丁目1番4号	本業務は、宮殿に設置されている防火シャッター及びブラインドシャッターの保守点検を行うものである。当該設備は、宮殿防災等における重要な設備であり、故障停止等の不具合によって機能が阻害された場合、宮殿防災等に多大な影響を及ぼす恐れがある。 本件対象設備は同社製で、製造者の設計による独自性の高い設備であるため、保守点検には製造者のノウハウが不可欠となり、機器を製造したもの以外に保守点検を任せられた場合、機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明や復旧作業に対応する体制が整っており、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	2,298,450	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
東宮御所ほか電話交換設備 保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社富士通ビジネスシステム 東京都文京区後楽1丁目7番27号	本業務は、東宮御所、赤坂東邸、葉山御用邸、御料牧場及び宮内庁分室に設置されている電話交換機の保守点検を行うものである。当該製品は電話交換機と付属端末機器から構成されており、機器に不具合が生じた場合は、設備に多大な影響を及ぼすこととなる。また、当該設備は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、製造者以外に保守点検を任せられた場合、機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 同社は、当該設備を設計・製造した富士通㈱の系列会社であり、富士通㈱が製造した機器に関する修繕及び保守点検業務を担当し、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,785,000	—	—	
中形菊焼残月	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	①株式会社虎屋 東京都港区赤坂4-9-22 ②株式会社清月堂本店 東京都中央区銀座7-16-15 ③株式会社花園万頭 東京都新宿区新宿5-16-15	菊焼残月は春季・秋季園遊会招待者並びに、春・秋に表彰される叙勲者等へ賜与されるものであり、一般市販品とは異なり、代替性のない特定の製品であって、性質上競争を許さないものである。今回契約する三社は永年にわたり、確実な履行実績を有しているため。なお、製品の納入が多量になる場合は一社では不可能であることから三社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	14,173,105	13,832,155	97.6%	—	単価契約（契約金額は3社合計の予定総額）
配膳人の供給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	①株式会社麴町配ぜん人紹介所 東京都千代田区麴町4-4-4 ②株式会社東邦サービス 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 ③株式会社西東京スタッフ 東京都西東京市南町4-4-2-303	宮中で催される諸宴の配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる配膳人を外部に委託している。特に晚餐、午餐等の接遇は、伝統に基づいた格調高い儀式であるため、配膳にも長年の経験と技術が必要となる。この三社は30数年、宮中の様々な配膳業務を経験し配膳方法にも熟知しており、安心して行事を任せられる十分な信頼性を備えている。なお、大きな行事の際、多数の必要人員を確実に確保するためには一社では困難なため三社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	15,533,235	15,533,235	100%	—	単価契約（契約金額は3社合計の予定総額）
食器洗浄人の供給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社西東京スタッフ 東京都西東京市南町4-4-2-303	宮中招宴で使用した食器の洗浄等を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる食器洗浄人を外部に委託している。洗浄する食器は行事別に様々な種類があり、繊細で高度な細工を施した物が多い。そのため派遣される洗浄人には長年の経験と技術が必要であり、特に食器の破損防止や能率良く作業を行うためには専属の熟練者が望ましい。同社には長年の経験と技術を持った当庁専属の者が在籍しており、安心して任せられる十分な信頼性を備えているため。（会計法第29条の3第4項）	3,733,700	3,733,700	100%	—	単価契約（契約金額は予定総額）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
食卓被の洗濯	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社白洋舎東京支店 東京都大田区下丸子2-11-1	宮中招宴で使用する食卓被は、長さが最大3.3mの特大サイズである。都内のクリーニング業者等を調査した結果、設備的にも難しく同社以外では不可能であった。同社は30数年、宮中招宴用食卓被の洗濯をしてきた経験と実績を有し、急な注文にも確実に対応できる技術と十分な信頼性を備えているため。（会計法第29条の3第4項）	1,525,750	1,525,750	100%	—	単価契約（契約金額は予定総額）
御料車（2両）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	トヨタ自動車株式会社 東京都文京区後楽1-4-18	御料車は、昭和42年から製造されたニッサンプリンスロイヤルを40年近く使用してきたが、日産自動車からの使用停止要請を受け、後継車としてトヨタセンチュリーロイヤルが昨年度1両導入された。今年度は2両、その後更に1両更新予定である。センチュリーロイヤルは、トヨタ自動車が開発及び製造し直接販売するもので、ディーラー等の販売会社から購入することはできないため。（会計法第29条の3第4項、特例政令に該当）	189,000,000	189,000,000	100%	—	
古裂デジタルデータ入出力装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	奈良リコー株式会社 奈良県奈良市法華寺町138番地1	正倉院事務所設置の古裂デジタルデータ入出力装置は、同社が独自の卓越した技術開発力によって構築されたものであり、装置全体の管理・障害対応等のためシステムエンジニアの委託業務を実施することが出来る唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,015,539	—	—	
X線分析装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	スペクトリス株式会社パナリティカル事業部 大阪府大阪市淀川区宮原5丁目1番18号 新大阪サンアールセンタービル	正倉院事務所設置のX線分析装置は、同社が独自の技術によって開発された装置であり、その修理・点検・調整等は特殊性に富み、専門的な知識や技術力を持った技術員以外には行えないため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	2,226,000	—	—	
電子顕微鏡装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	日本電子データム（株）大阪センター 大阪府大阪市淀川区西中島5-14-5 新大阪INビル	正倉院事務所設置の電子顕微鏡装置は、同社が独自の技術によって開発された装置で、その修理・点検・調整等は同社の専門技術員以外には行えないため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,417,500	—	—	
正倉院電気設備中央監視装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	株式会社東芝関西支社 大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番30号	正倉院電気設備中央監視装置は、電気の使用状況、使用量、各機器の故障の有無等を監視するためのものである。宝庫の空調機器を始め電気設備が多数あり、装置の故障は宝物に多大な影響を与えるため、敏速で正確な対応が必要となる。同社は、平成10年度に中央監視装置の導入を行い、装置の仕様等を十分理解し、熟知している。さらに、中央監視装置のハード及びソフトウェアのノウハウは同社のみが保有しており他の業者でメンテナンスは不可能であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,869,000	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院東西宝庫空調設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	第一工業株式会社大阪支店 大阪府大阪市北区西天満3丁目6番4号	正倉院東西宝庫空調設備は宝庫内の宝物を最良の状態では保存するための設備である。空調機の異常、故障等は宝物に多大な影響を与えるため、敏速で正確な対応が必要となる。同社は昭和36年の西宝庫空調設備工事以来45年にわたり空調設備の維持管理に携わってきた。また平成7、8年度には改修工事を請負い、中央監視装置等制御機器の導入も行ったため建物を含めた東西宝庫空調を十分理解し熟知している。さらに、中央監視装置のソフトウェアのノウハウは同社のみが保有しており他の業者でメンテナンスは不可能であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	5,460,000	—	—	
御乗用列車座席借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月17日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	皇太子殿下の京都府行啓に伴い、東京駅〜京都駅間の列車を御利用になるが、当該区間を直通運転している鉄道会社は、同社のみであるため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号）	871,680	871,680	100%	—	
園遊会に伴う物品運搬作業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月20日	日本通運株式会社東京ベイエリア支店 東京都港区芝3丁目3-15	運送契約であり、複数者から見積書を徴取し、最も有利な価格の見積者を契約の相手方とした。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号）	(非公表)	838,425	—	—	
宮殿ほか電力監視設備保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月20日	株式会社東芝 東京都港区芝浦1丁目1番1号	本件業務は、皇居及び赤坂御用地内の電力監視設備の保守点検を行うものであるが、当該設備は株式会社東芝製であり、そのシステム及びソフトウェアについても当庁の運用に併せて同社により設計・製造されたものである。従って、当該設備全体のシステムを維持し、運用するためには、既存システムを熟知している同社のノウハウが必要不可欠であるため、同社以外に本件業務を履行することは不可能といえ、競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	4,725,000	—	—	
宮殿ほか空調用自動制御装置保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月23日	株式会社山武 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	本件は、宮殿、御所、宮内庁庁舎及び宮内庁病院に設置されている空調用自動制御装置の保守点検を行うものである。 本空調用自動制御装置保守点検は、既設設備のシステムと密接不可分の関係があり、そのシステム構築に携わった同社以外の者に点検をさせた場合、既設の空調設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	9,765,000	—	—	
燕麦	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年5月9日	株式会社渡辺商店 東京都目黒区青葉台3丁目6番12号	一般競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	3,187,800	—	—	単価契約（契約金額は予定総額）
わら	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年5月9日	株式会社渡辺商店 東京都目黒区青葉台3丁目6番12号	一般競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	5,338,200	—	—	単価契約（契約金額は予定総額）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
天皇后両陛下ヨーロッパ諸国御訪問特別便に関わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 千代田区千代田1-1	平成19年5月16日	株式会社日本航空インターナショナル 品川区東品川2-4-11	天皇后両陛下ヨーロッパ諸国御訪問御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務（グラウンドハンドリング）においては防衛省と要請者において業務分担を行うこととなっており、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛庁が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。防衛庁では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を株式会社日本航空インターナショナルに業務委託しているが、要請者（宮内庁）が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体となって執り行う必要があるため。（会計法29条の3第4項）	2,751,539	2,751,539	100%	—	概算契約
室料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月4日	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	皇太子殿下の御入院に伴い、東宮侍従を始めとする職員は、それぞれの職務が円滑に進められるよう、殿下の御入院される同じ施設で相当数の部屋を職務用として借り上げる必要があるため。（会計法29条の3第4号）	1,848,000	1,848,000	100%	—	
書跡「古今集賀歌三首」保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月12日	株式会社光影堂 京都市左京区下鴨川原町7-9番地	皇室用美術品の修理事業であり、修理工程に特殊な技術が必要とするもので、同様の修理経験が豊富にあることが求められる。同社は同等作品の修理実績が豊富であり、今日において可能な限り高水準の修理を行う技術を有している。また、文化財保護法により「国宝修理装こう師連盟」に認定され、書の修理において第一任者である同社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	3,133,589	2,813,540	89.8%	—	
絵画「春日権現験記絵」・ 絵画「日出処日本」保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月12日	株式会社岡墨光堂 京都市中京区富小路通三条上	皇室用美術品の修理事業であり、修理工程に特殊な技術が必要とするもので、同様の修理経験が豊富にあることが求められる。特に春日権現験記絵の修理には、同社のみ有する技術を用いる事が最適であり、同方法により修理された他の作品は、可能な限り高水準の状態となっている。また、文化財保護法により「国宝修理装こう師連盟」に認定され、文化財保存の第一任者であり、指導的役割を果たしている同社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	51,039,066	50,595,300	99.1%	—	
天皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月15日	株式会社ホテルニュー王子 北海道苫小牧市表町2丁目1番30号	天皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。（会計法第29条の3第4項）	1,345,000	1,345,000	100%	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
皇太子殿下モンゴル国御訪問特別便に係わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月15日	株式会社日本航空インターナショナル 東京都品川区東品川2-4-11	皇太子殿下モンゴル国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務（グランドハンドリング）については防衛省と要請者において業務分担を行うこととなっており、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。防衛省では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を株式会社日本航空インターナショナルに業務委託しているが、要請者（宮内庁）が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体で執り行う必要があるため。（会計法29条の3第4項）	2,223,200	2,223,200	100%	—	概算契約
宮殿特高受変電設備ほか保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月25日	株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号	本業務は、設備センターに設置されている特別高圧受電変電設備及び高圧配電設備の保守点検を行うものである。 当該設備は、皇居内の電力供給上最重要の設備であり、設備を構成する主要機器や動作プログラム等は製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したものを以外に保守点検を任せられた場合、当該設備に著しい支障が生じる恐れがある。 株式会社東芝は、当該設備を設計、製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	3,045,000	—	—	
盛花他	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月25日	株式会社花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2	宮中の招宴において卓上を飾る盛花については、行事の性格上と宮殿という場所の特殊性から高水準のものでなくてはならない。盛花を必要とする招宴並びに茶会は年間50件程行われ、国賓晩餐の場合には、特大の盛花から小の盛花まで様々な形状のものを54盛生け込む必要があるため、当方の要望に迅速かつ的確に答える技術はもちろんのこと、花材については季節、賓客、場所等に配慮した最良の物を用意できなければならない。上記を考慮して、盛花装飾にかかる価格等の市場調査を行った結果、資力、信用、技術力及び花材の確保が確実に行える業者として同社を選定した。同社は、卓上を飾る盛花の生け込みに精通しており、また、宮殿使用開始以来39年間の経験と実績を有し、十分な信頼性を備えている。（会計法第29条の3第4項）	2,876,827	2,876,827	100%	—	単価契約
生け花の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月27日	①株式会社花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2 ②株式会社日比谷花壇 東京都千代田区内幸町1-1-1	諸儀式等に使用される生け花は高水準のものでなくてはならない。諸儀式等は年間140件程行われ、調達数量が多くなる場合にも、当庁の要望に迅速かつ的確に答えられる業者を選定する必要がある。また、業者に不測の事態が生じた場合でも、諸儀式等の執行を確実にするため、2社と契約を結ぶ必要がある。以上をふまえて市場価格調査を行った結果、有利な価格で調達ができ、当庁で39年間の生け込み実績を有し信頼がおける同社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	6,142,824	6,067,326	98.8%	—	単価契約 (契約金額は2社合計の予定総額)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
種雄馬 1頭	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 石原哲雄 栃木県塩谷郡高根沢町 上高根沢6020	平成19年6月28日	株式会社野澤組 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	一般競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	6,989,276	6,987,750	100%	—	
正倉院宝物伎楽面修理事業 第2次10カ年計画第5年度「割損・朽損補修工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年7月12日	北村 謙一 奈良市西包永町3	本事業は、長期計画に基づいた修理事業であり、文化財修理の豊富な経験を有する技術を持つ技術者による一貫した修理が必要である。同氏は、本事業のノウハウを知りうる人物で、これまで正倉院宝物「漆皮箱」など数多くの漆工品の修理を行った実績を有し、正倉院宝物「銀平脱合子」の復元模造品を作製した経験も有している。また、同氏は漆芸の伝統工芸作家として活躍しており、他の追隨を許さぬ深い経験の蓄積を有しており、平成11年に重要無形文化財保持者（人間国宝）に認定された一方、文化財修理に関しても、文化庁の指導のもとに国指定漆工芸文化財等の修理に携わり、平成6年には選定保存技術保持者に認定され、我が国における漆芸品を主とする美術工芸品の修理技術者の第一人者として中心的役割を果たしているため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	2,661,750	—	—	
正倉院宝物伎楽面修理事業 第2次10カ年計画第5年度「剥落止め工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年7月12日	株式会社 岡墨光堂 京都市中京区富小路通三条上ル	本事業は、長期計画に基づいた修理事業であり、文化財修理の豊富な経験を有する技術を持つ技術者による一貫した修理が必要である。同社は、本事業のノウハウを有しており、正倉院宝物「鳥毛立女屏風」の修理を行った実績を有しており、正倉院宝物以外にも、これまで数多くの国宝・重要文化財に指定されている絵画・書跡等古文化財の修理に長年にわたり従事した経験を有し、すぐれた成果を挙げているため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	5,446,350	—	—	
天皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年7月25日	株式会社ロイヤルホテル 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号	天皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。（会計法第29条の3第4項）	1,740,000	1,740,000	100%	—	
航空機座席借上外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年7月31日	国際航空旅行サービス株式会社 東京都中央区銀座7-1-7 1-1 銀座大雄ビル4階	本件皇族御旅行（非公式）については、同行する研究者が皇族殿下をはじめとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随行する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。（会計法第29条の3第4項）	2,193,100	2,193,100	100%	—	
絵画「秋茄子」・「木花咲耶比免」保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年8月8日	株式会社半田九清堂 東京都渋谷区上原1-29	皇室用美術品の修理事業であり、修理工程に特殊な技術を必要とするもので、同様の修理経験が豊富にあることが求められる。同社は同等作品の修理実績が豊富であり、今日において可能な限り高水準の修理を行う技術を有している。また、文化財保護法により「国宝修理装こう師連盟」に認定され、近代作品の修理において第一任者であるため。（会計法第29条の3第4項）	11,281,493	11,263,343	99.8%	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院宝物（七条織成樹皮色袈裟）模造品作製「糸作・染色・製織工程（1）」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年8月9日	株式会社龍村美術織物販売 京都市中京区柳馬場通御池 下ル柳八幡町65番地京都 朝日ビル2F	古代織物を復元模造するためには、糸作りから染色・織りに至る全ての工程を総合的に理解していること、各工程を行う全ての技術を有していることが必要不可欠である。特に今回対象の模造品は、十数色の染糸を撚り合わせた糸糸を用いて、小さなブロック毎に色彩の調子を洋々に変化させる綴りに似た特殊な織技法であり、同社は、これを復元模造する技術を有しているため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	2,940,000	—	—	
正倉院宝物模造品「黄楊木把鞘刀子」作製2カ年計画初年度（刀身）	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年8月9日	宮入 法廣 長野県東御市八重原 2-339	この刀子は通常の刀剣類とは製作工程を分け、独特の製法が必要とされるものであり、単なる刀鍛冶では製作することが困難な分類に属しており多くの刀鍛冶の中でも極限られたものしか製作できない。同氏は、復元模造の作成技術及び精度を有しているため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	1,293,600	—	—	
食堂椅子（修繕）360脚	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年8月20日	株式会社松坂屋 東京都中央区銀座5-9-9	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	（非公表）	8,845,200	—	—	
詳細点検調査（皇2号御料車）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年8月21日	日産自動車株式会社 東京都中央区銀座6-17-1	御料車（ニッサプリンスロイヤル）は日産自動車が製造した車両であり、いわゆる市販車ではないため、この詳細点検調査を実施するには、製造時からの知識、技術的管理等を有し、かつ、必要な交換部品等を保有又は短期間に製造することが求められ、製造者以外が行うことは不可能であるため。（会計法第29条の3第4項）	2,963,787	2,963,787	100%	—	
室料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年8月24日	株式会社ズイカインターナショナル 長野県高井郡山ノ内大字夜瀬間12377-6	皇太子同妃両殿下及び愛子内親王殿下の長野県行啓に際し、東宮侍従を始めとする供奉員が、それぞれの職務を円滑に進められるよう、お三方のお泊所と同じ施設で相当数の部屋を職務用として借り上げる必要があるため。（会計法29条の3第4項）	1,162,000	1,162,000	100%	—	8月30日行啓お取りやめにつき、約款に基づき契約金額を524,400円に減額した。
航空機借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年8月24日	全日本空輸株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号汐留シティセンター	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、航空機を借り上げるため、会計法第29条の3第3項の規定により指名競争入札に付したところ、同社以外の指名業者が辞退し、入札が成立しなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算令第99条第8号）	（非公表）	8,786,022	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
京都御所御花御殿ほか耐震劣化詳細調査業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年8月30日	財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河町2丁目6番1号平河町ビル	本業務は、平成10年度に実施した伝統的木造建築物の耐震劣化診断のための基礎調査業務の結果により、建物の耐震性及び劣化に問題があると判断したものについて、耐震補強方法の検討及び各部材の劣化状況を詳細に調査し、耐震改修計画を作成するものである。伝統的木造建築物は、建築当初の構造計算書がないため、耐震診断を行うにあたり架構の構造的条件の設定及び耐震対応の考え方は一様ではなく、一貫した考え方で業務を遂行し、統一的な耐震調査の成果を実施できるのは、同センターのみであるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	5,460,000	—	—	
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年8月31日	全日本空輸株式会社 東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター	本件皇族御旅行（非公式）については、同行する団体が皇族殿下をはじめとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随行する職員の航空機座席についても、常にお側にお仕えするために必要な座席の確保ができるのは同社のみであるため。（会計法第29条の3第5項、予算令第99条第8号）	2,782,640	2,782,640	100%	—	
列車借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 千代田区千代田1-1	平成19年9月5日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都台東区上野7-1-1	外交団牧場接待は、皇室の国際親善の一環として、毎年、春季又は秋季に本邦駐在の各国大使等を栃木県塩谷郡高根沢町にある御料牧場に招待するものである。 接待の日程は、当日の朝に集合場所である皇居を出発、御料牧場に到着後に施設の紹介及び午餐等を行い、その日の夕方に皇居まで戻ってくるものである。 この日程を円滑に遂行する上で、安全かつ正確で合理的な輸送機関は鉄道であること、また、鉄道で移動をする際、御料牧場に最も近い在来鉄道駅はJR宝積寺駅となるが、当該駅へ最小時間で到着することが可能であり、なおかつ皇居から最も近い在来鉄道駅はJR上野駅となることから、当該区間（JR上野駅～JR宝積寺駅）を利用することとなる。 当該区間を直通運転している鉄道会社は東日本旅客鉄道株式会社のみであるため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号）	3,193,280	3,193,280	100%	—	
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年9月20日	秋田ビル株式会社秋田 キャッスルホテル 秋田県秋田市中通一丁目3番5号	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。（会計法第29条の3第4項）	1,335,000	1,335,000	100%	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院事務所空調及び衛生設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年10月5日	第一工業株式会社大阪支店 大阪市北区西天満3丁目6番4号	正倉院事務所空調設備等は宝物を最良の状態に保つための設備であり、宝物に掛かる設備は人間の居住空間より遙かに厳密なコントロールが求められる。したがって設備の異常、故障は宝物の損傷、破壊に直結する危険をはらんでおり、敏速で正確な対応が必要となる。 本業務は、東西宝庫空調設備と同一システム（中央監視装置）で管理を行っており、東西宝庫空調設備保守業務同様ソフトウェアシステム及びノウハウは、第一工業のみが保有しており他の業者ではメンテナンスは不可能である。 同社は、事務所新築工事にあたり、設計施工を担当し設備機器を最も理解し、収納されている宝物に空調がどのような影響を及ぼすかについての経験、知識を蓄積しているため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	3,045,000	—	—	
天皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年10月19日	株式会社ニューオータニ九州 福岡県福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号	天皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。（会計法29条の3第4項）	1,305,000	1,305,000	100%	—	
皇太子同妃両殿下の行啓に係る宿泊室の賃貸	支出負担行為担当官 長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年10月22日	徳島ホテルリゾート株式会社 徳島プリンスホテル 徳島県徳島市万代町3-5-1	皇太子同妃両殿下の行啓に当たり、両殿下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。（会計法29条の3第4項）	975,000	975,000	100%	—	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年11月2日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	天皇后両陛下の行幸啓に当たり新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号）	2,324,480	2,324,480	100%	—	
天皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年11月2日	株式会社琵琶湖ホテル 滋賀県大津市浜町2番40号	天皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。（会計法第29条の3第4項）	2,105,000	2,105,000	100%	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
天皇誕生日、新年一般参賀につき風防室布設及び撤去	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年11月27日	トステム株式会社ビル改装 東京支店 東京都台東区北上野1-8-1住友不動産上野ビル3号館	本業務は、天皇誕生日及び新年一般参賀の実施にあたり、宮殿ベランダに仮設風防室等を布設する業務である。 風防室は、天皇陛下を始めとする皇族方が御使用になられる施設であり、年末年始の行事が集中する時期に、短期間で安全かつ確実に組み立てることが求められるため、その構造及び組み立て方法を熟知したものの以外に本業務を任せられた場合、宮殿行事等に多大な支障をきたす恐れがある。 トステム(株)は、本業務の布設対象となるサッシを製造したメーカーであり、同業務を幾度となく請け負った実績を有しているイナックシステム・ビルリモデリング(株)と合併し、その業務を引き継いだ会社であるため、風防室の構造、組立方法、取り扱い方法、現場状況等を十分熟知し、本業務を安全かつ確実に実施することの出来る唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	2,467,500	—	—	
天皇后両陛下下クェーデン 国・英国・バルト三国御訪問 記録映画の製作	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月3日	株式会社毎日映画社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	当記録映画は、天皇后両陛下の外国御訪問の記録として製作するもので、記録要素の高い映像で構成することが必要条件であるが、同社は、皇室紹介番組の1つである「皇室アルバム」を長年にわたり製作しており、皇室行事の趣旨に精通し、かつ、今回使用する映像を保有している唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	5,764,500	5,380,200	93.3%	—	
天皇誕生日祝宴料理及び祝宴箱詰料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月17日	株式会社紀文食品 中央区銀座5-15-1	本業務は天皇陛下御誕生日の祝宴にお出しする宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者であり、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人派遣を確実にこなせるのは、同社のみであるため。（会計法29条の3第4項）	(非公表)	10,019,551	—	—	
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月25日	社団法人国際交流サービス協会 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号	皇族の外国御訪問・御旅行に際しては、警備関係に慎重を期するため、フライト情報は最小限の関係者に留める必要がある。また、フライト予約状況が事前に一般に公表されることがあってはならず、各航空会社に対し特別の措置をとる必要がある。過去に上記の要望に応じた実績があり、海外の事情に精通し、支援等業務において信頼がおける複数の業者に対し市場調査を行った結果、より有利な条件を示した同協会を契約の相手方に選定した。（会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号）	4,001,620	4,001,620	100%	—	
新年祝宴料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月26日	株式会社紀文食品 中央区銀座5-15-1	本業務は新年祝賀の祝宴にお出しする宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者であり、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人派遣を確実にこなせるのは、同社のみであるため。（会計法29条の3第4項）	(非公表)	9,776,655	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
御贈進品の購入 2個	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年1月10日	(非公表)	天皇皇后両陛下始め皇族方が外国元首等に御贈進になる報償品（美術工芸品）であり、代替性がないものであるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	(非公表)	-	-	
御支度品の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年1月23日	(非公表)	皇太子殿下外国御訪問の際の行事等で御使用になるもので、過去に多くの納入実績があり、あらゆるご要望に応えることができる信頼された相手方であるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	(非公表)	-	-	
天皇皇后両陛下下御訪問他記録アルバムの製作	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年2月4日	株式会社共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	当記録アルバムは、天皇皇后両陛下の外国御訪問の記録として製作するもので、記録要素の高い写真で構成することが必要条件である。同社は、全行程にわたり同行取材を行ったことによる写真の選択肢が多く、両陛下のお姿や表情などに加え、御訪問国の関係者や御訪問先がはっきりと分かるような背景などをバランス良く配置した「記録用」としての目的を十分に満たす写真を数多く所有しているため。（会計法第29条の3第4項）	9,483,600	9,363,060	98.7%	-	
パーソナルコンピュータ及びパソコン用プリンタの展開作業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年2月20日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	当業務は、宮内庁ネットワークシステムに接続利用するパーソナルコンピュータ他の更新に伴う展開作業で、同社は平成9年度に構築された宮内庁ネットワークシステムを始めとする関連システム機器の設計・構築に携わり、ネットワーク全体の構築意図及び個別システム等を熟知している唯一の業者であり、同社が本業務を行うことで、リスクを回避することができるため。（会計法第29条の3第4項）	14,163,450	13,545,000	95.6%	-	
御贈進品の購入 1個	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月4日	(非公表)	天皇皇后両陛下始め皇族方が外国元首等に御贈進になる美術工芸品であり、本品は同社のみで販売しているため、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	(非公表)	-	-	
御贈進品の購入 1個	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月4日	(非公表)	天皇皇后両陛下始め皇族方が外国元首等に御贈進になる美術工芸品であり、本品は同社のみで販売しているため、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	(非公表)	-	-	
御贈進品の購入 1個	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月4日	(非公表)	天皇皇后両陛下始め皇族方が外国元首等に御贈進になる美術工芸品であり、本品は同社のみで販売しているため、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	(非公表)	-	-	
書籍「津守国基集」	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月7日	合名会社一誠堂書店 東京都千代田区神田神保町1-7	当庁における事務・事業の遂行に必要な一級の資料で皇室用図書として保存管理すべき価値を有するため購入するものであるが、本邦に1点しかない古書籍であって、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	5,000,000	5,000,000	100%	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
書籍「古筆手鑑」	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月14日	秋華洞株式会社 東京都中央区銀座6-4-8 曾根ビル7F	当庁における事務・事業の遂行に必要な一級の資料で皇室用図書として保存管理すべき価値を有するため購入するものであるが、本邦に1点しかない古書籍であって、契約の性質が競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	10,000,000	10,000,000	100%	—	
室料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月24日	株式会社ズイカインターナショナル 長野県高井郡山ノ内大字夜間瀬12377-6	皇太子同妃両殿下及び愛子内親王殿下の長野県行啓に際して、東宮侍従を始めとする供奉員は、それぞれの職務が円滑に進められるよう、お三方のお泊所と同じ施設で相当数の部屋を職務用として借り上げる必要があるため。（会計法29条の3第4項）	858,000	858,000	100%	—	